

第53号議案

中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

中間市長 松下 俊男

中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、中間市の区域内に設置される地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）の設置者が包括的支援事業（同条第1項に規定する包括的支援事業をいう。次条において同じ。）を適切かつ円滑に実施するために必要な基準を定めるものとする。

(責務)

第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるように支援しなければならない。

(員数)

第3条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数（法第117条第1項に規定する介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数をいう。以下同じ。）がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人を超える場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、前項に規定する職員の員数に加え、第1号被保険者の数から6,000人を減じた上で、別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じた人員を加えた員数とする。

(員数の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表に定めるところによることができる。

- (1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合
- (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると中間市地域包括支援センター運営協議会（中間市介護保険条例（平成12年中間市条例第18号）第20条の規定により設置する中間市地域包括支援センター運営協議会をいう。次条において同じ。）において認められた場合

(運営)

第5条 地域包括支援センターは、中間市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ

て、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第3条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第3条第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第3条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の第3条第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人